

県で損害の賠償を

水俣漁協代表も陳情

水俣病にたられた不知火海沿岸漁民の漁業転換が問題になっているとき、水俣漁協の中村参事ら漁

県水産課指導係長が「小型底引網漁業は禁止されているが、ゴチ網の名目で水俣に限って許可する」

許可してくれなかったため、船を売り、差し引き三百四十万円の損害を受けたという。

民約十五人は二十一日県庁に水上副知事を訪ね、県水産課の漁業転換指導の手落ちで三百四十万円の損害を受けた。県で賠償してほしいと陳情した。

と説明、組合員八人が山口県仙崎方面から小型底引船や漁具を購入したが、正式許可の段階でダメといわれた」というもの。

これに対し水上副知事は「当時の事情を調べたうえで回答する」とのべただけだった。なおこの問題は県議会などですでに数回取り上げられているが、県当局は「許可を約束したことはなかった、漁民のきき違いだ」と答弁してきた。

い」と陳情した。

購入したのは組合員の藝田武一郎さんら八人で、高利貸などから

借金して四百二十数万円をつくり、船九隻などを買ったが、県が

中村参事らのいい分は「三十二年十一月、水俣漁協から県に漁業転換の指導方を申し入れ、当時の

り、船九隻などを買ったが、県が